

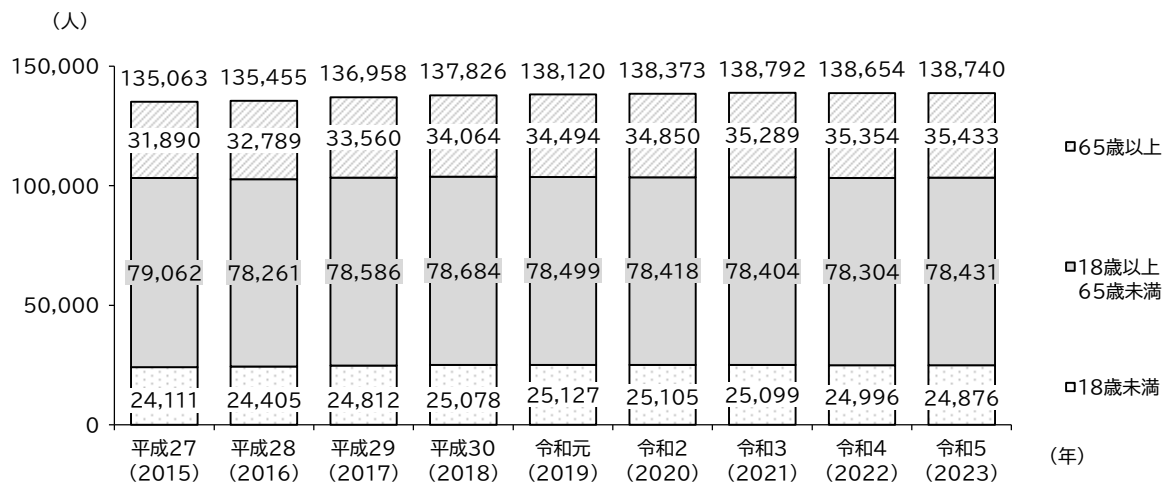
第2部 障害者市民の現状とこれまでのふりかえり

第1章 障害者市民の状況

1 総人口の推移

本市の人口は、微増横ばい傾向で推移しています。65歳以上人口は年々増加しています。

【総人口の推移】



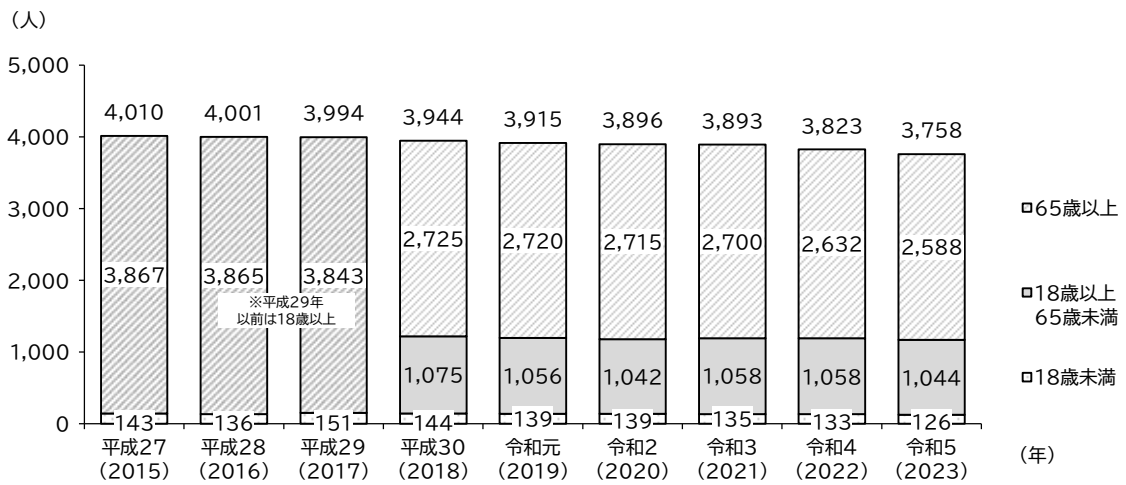
2 障害者手帳所持者等の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数

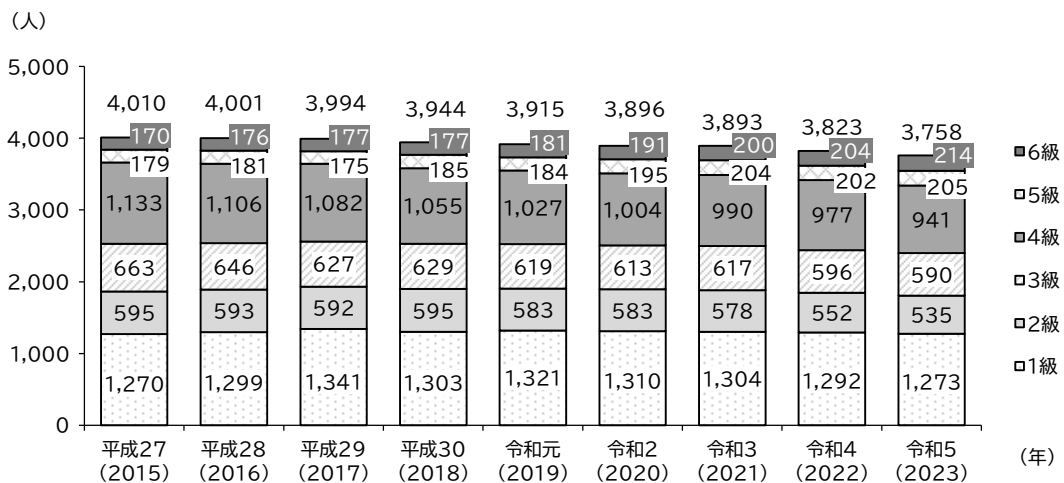
身体障害者手帳所持者数は減少傾向が続いており、年齢別では、65歳以上の人数が特に減少しています

等級別では、1級から4級までは減少していますが、5級、6級は増加しています。

【年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移】



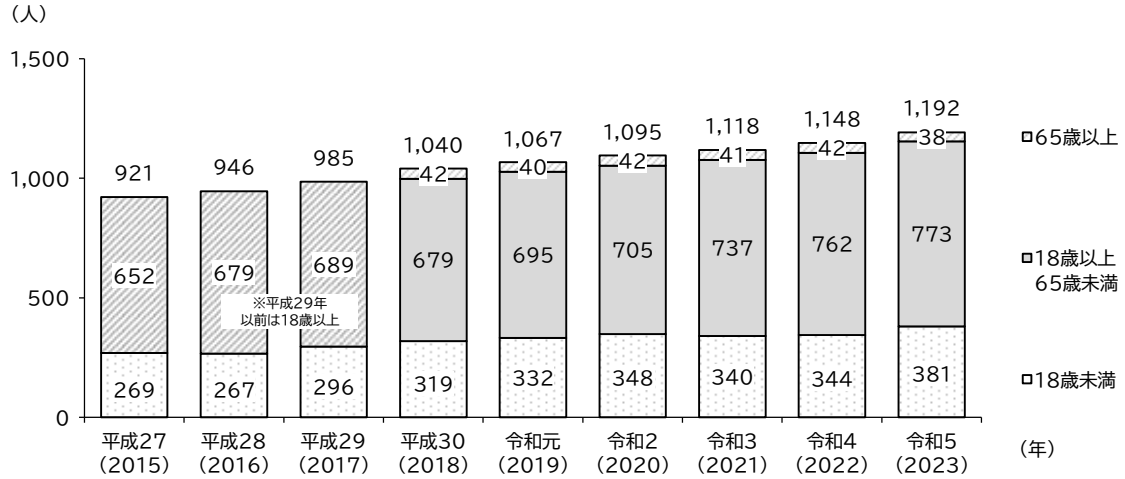
【等級別 身体障害者手帳所持者数の推移】



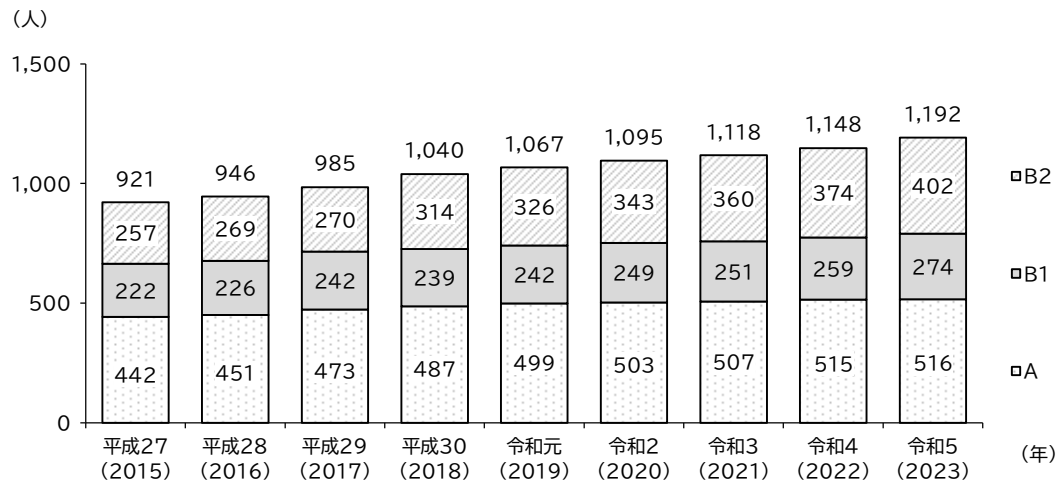
(2)療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、年々増加しており、この5年間で152人増加しています。
等級別では、B1・B2の増加率が大きくなっています。

【年齢別 療育手帳所持者数の推移】



【等級別 療育手帳所持者数の推移】



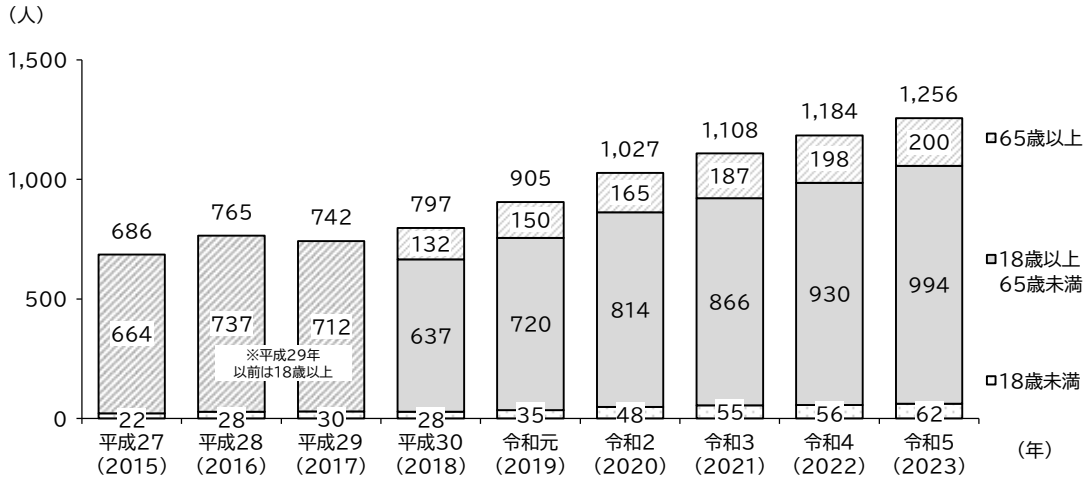
(各年4月1日現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者数

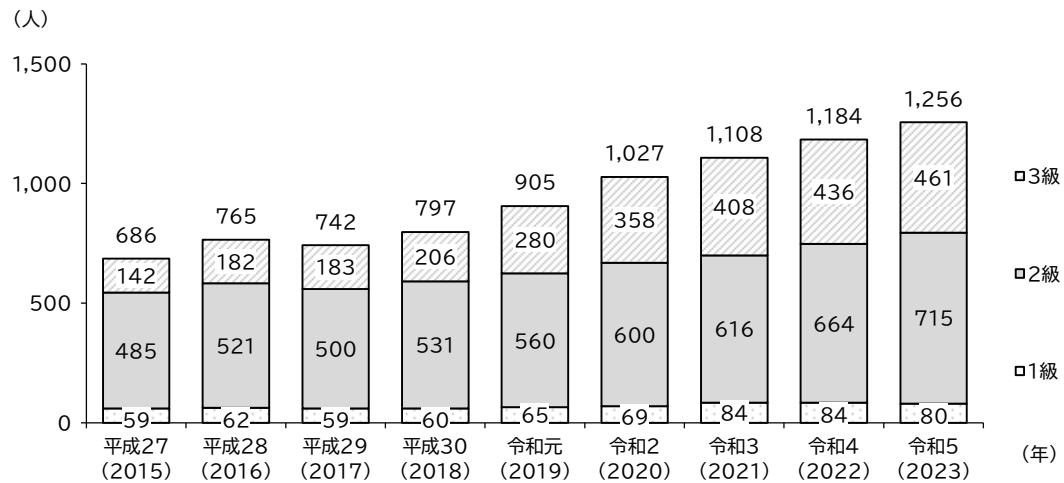
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、この5年間で約1.5倍に増加しています。等級別では、3級は2.2倍となっています。

自立支援医療(精神通院)受給者数は、約1.2倍の増加となっています。

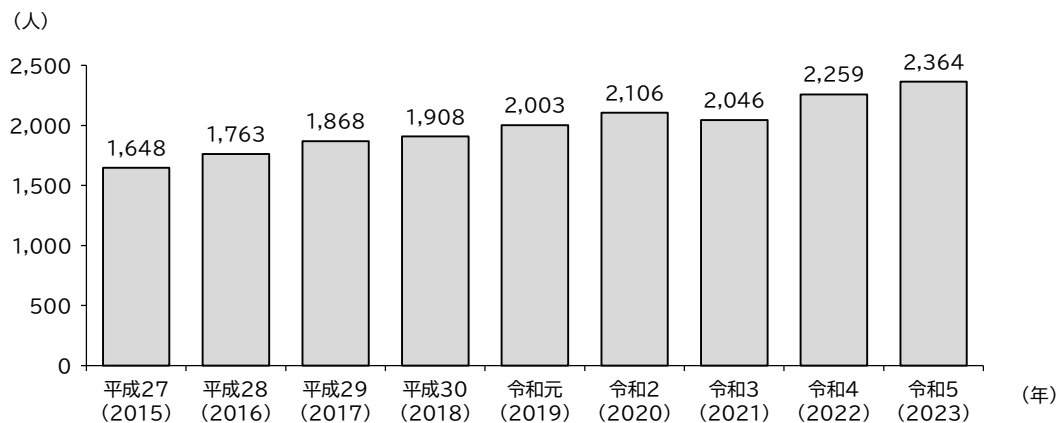
【年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



【等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



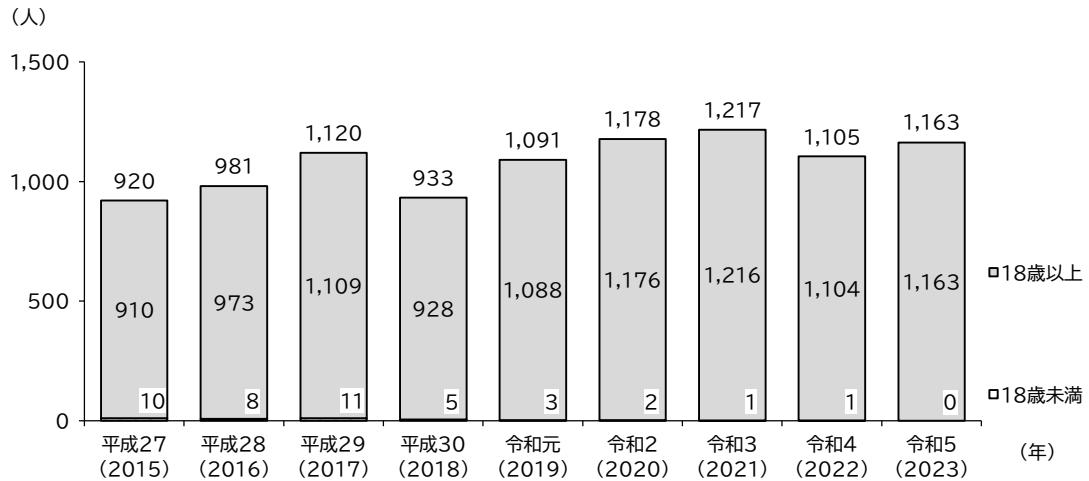
【自立支援医療(精神通院)受給者数の推移】



(4)特定疾患医療受給者数

特定医療費(指定難病)受給者数は、令和3年まで増加していましたが、一旦減少し、再び増加しています。

【特定医療費(指定難病)受給者数の推移】



(各年4月1日現在)

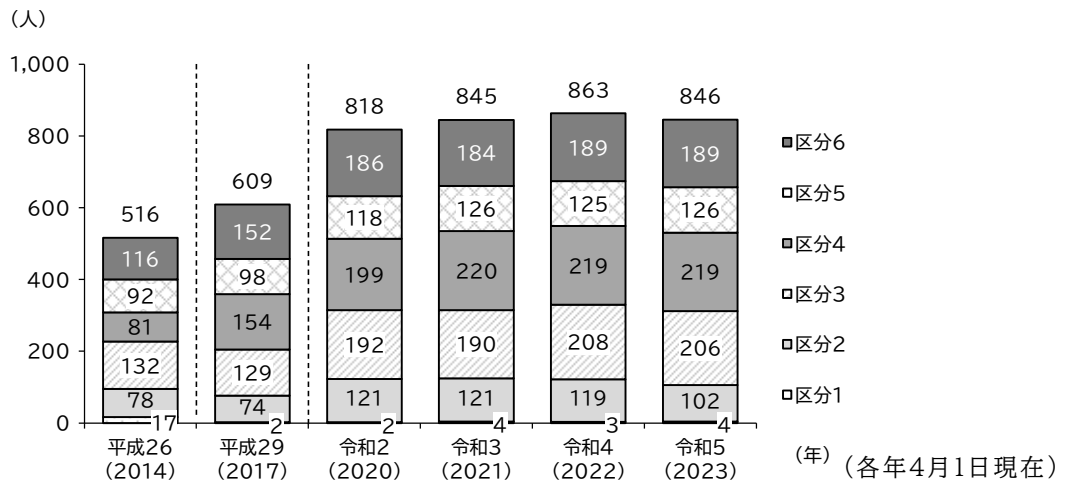
※対象疾患数は、令和5年4月1日時点で338疾患です。

※なお、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病は、令和5年4月1日時点で366疾患です。

3 障害支援区分認定状況の推移

障害支援区分判定総数は846人で、平成26年(2014年)と比べて、約1.6倍となっています。直近3年間は850人前後で推移しています。

【障害支援区分 判定総数の推移】



※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、数字が大きいほど必要な支援の度合いが増します。

第2章 これまでのふりかえり

1 生活環境の整備

- 市施設の整備では、バリアフリー等の改善要望を反映する仕組みを導入し、障害当事者によるバリアフリーチェックなども行いながら、多目的トイレの整備、手すり設置などのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めました。

市内道路の歩道段差解消は一部未整備の箇所が残っているため、引き続き全面実施に向けた事業実施が必要です。

- 移動・外出支援では、オレンジゆずるバスのノンステップ化100%を実施し、福祉有償運送であるオレンジゆずるタクシーによる福祉デマンド輸送のモデル事業を継続しました。

アンケート調査によると、障害者の外出時の移動手段では公共交通機関の利用が多く、今後も移動困難者の支援のあり方について検討が必要です。

- 住宅施策では、市営住宅申込における倍率優遇の実施、相談支援事業による住宅入居支援(民間賃貸住宅への円滑な入居支援)を行い、箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会において、ケース共有・課題検討等を実施して地域移行の支援を進めました。

アンケート調査によると、希望する暮らし方として、家族と共に自宅で暮らしたい人、グループホーム等で暮らしたい人、一人暮らしをしたい人など様々な希望があります。今後も、地域で暮らしていくために必要な支援として、困ったときに相談できる体制作りの検討が必要です。

- 情報バリアフリーの取組では、希望者への個人宛への通知文書の点字化、全戸配布する情報について点字版・音声版の発行、市主催行事での手話通訳や要約筆記による情報保障、市ホームページではテキスト版・読み上げ対応PDF版などのアクセシビリティに配慮した情報掲載を進めました。

図書館においては、点字図書・録音図書の提供、音訳ボランティアや対面朗読ボランティアによる活動支援、「声と点字の読書情報」の発行、電子書籍・オーディオブック等の整備などを進めました。

アンケート調査によると、情報収集をする際に求める対応として「わかりやすい言葉で情報提供してほしい」という回答が多く、今後も、障害種別に応じた情報伝達手段の確保、情報提供方法への配慮などが必要です。

- 防災・緊急時支援として、聴覚障害者に対するファクスや電子メールなどの緊急通報システムの運用、「避難行動要支援者名簿」の整備などを進めました。

継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたす方には、

「要継続支援者名簿」及び「個別支援計画」の作成、支援体制の整備に取り組みました。

避難所に関する取組では、福祉避難所となる事業者との協定の締結、地区防災委員会においては、避難所運営ゲーム(HUG)等を通じて要配慮者が避難する場合を想定したシミュレーションを行いました。

アンケート調査によると、「災害時の避難で不安なこと」では、避難場所への移動と避難場所における生活に対する不安が挙げられ、今後も、災害時における障害者の支援体制と福祉避難所のあり方の検討や、情報弱者の状況に応じた、情報入手ツールの開拓と利用の普及が必要です。

障害者でない市民に対するアンケート調査によると、災害時に障害のある人に対して何らかの支援ができると考える人が一定数いることから、災害時に具体的な支援が行えるような仕組みづくりの検討が必要です。

2 雇用・就労の充実

- (一財)箕面市障害者事業団が中心となって関係機関等との連携を図り、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援と、離職時の再就職に向けた取組を実施し、箕面市自立支援協議会の就労系通所事業所情報交換会を通じ、障害者雇用にかかる市内事業所の連携を図りました。

アンケート調査によると、継続して働くためには、職場で障害への理解や配慮が必要と考える人が多く、困ったときの相談先や通勤・通所の支援なども求められています。今後も、職場での障害への理解促進に関する啓発を行う一方、支援体制の検討が必要です。
- 障害者の職業能力向上のために実施する障害者市民就職支援パソコン講座では、講座受講前の個別相談や、障害の種別や程度などを考慮した受講プランの作成などの支援を行いました。
- 市職員採用においては、障害者別枠採用試験を行い、令和3年度からは庁内に障害者職業生活相談員を選任し、障害のある職員の職場生活に関する相談・指導等を通じて個々の職場定着を支援しています。今後も、障害特性に配慮した市職員の採用手法や業務の切り出し等の検討が必要です。
- 障害者優先調達推進法に基づいた市の優先調達推進方針をふまえて、障害者の雇用拡大に向けた優先調達を実施しました。
- 重度障害者の日中活動の場である生活介護の需要を推計した「重度障害者のための生活介護事業所整備構想(たたき台)」を作成しました。構想に基づく早期整備が必要です。

3 福祉サービスの充実

- 相談支援体制では、平成27年4月から「サービス等利用計画」についてすべてのサービス利用者が対象となり、その作成を担う特定相談支援事業所数は、令和5年6月時点で12か所となりました。また、平成29年度から市基幹相談支援センターについて、箕面市社会福祉協議会への委託事業から市の直営事業としました。
- 地域の特性や利用者の状況に応じて実施する地域生活支援事業では、必須事業及び任意事業により、移動支援や日常生活用具給付などの障害者の日常生活の支援、権利擁護、意思疎通支援等を行い、重度障害者等就労支援特別事業などの新たな任意事業の実施等、社会情勢に応じて各事業の見直しに取り組みました。
- 障害福祉計画(第4期～第6期)・障害児福祉計画(第1期～第2期)において、国及び大阪府の基本的な考え方にに基づき、障害者の自立支援のための地域生活移行や就労支援、障害児支援の提供体制の整備等において、成果目標と活動指標を設定して、サービスの供給体制の確保に取り組みました。

障害児に対するアンケート調査によると、「放課後等デイサービス」の利用率は高く、今後の利用希望も高くなっています。「短期入所(ショートステイ)」「移動支援(ガイドヘルプ)」は現在の利用は1割程度ですが、3～4割の人が将来的に利用を希望しています。

障害者に対するアンケート調査によると、利用希望の高いサービスは、「移動支援(ガイドヘルプ)」、「共同生活援助(グループホーム)」、「計画相談支援」、「短期入所(ショートステイ)」、「就労継続支援B型」などとなっています。

障害福祉サービスでの困りごとでは、障害者児ともに「必要な時にすぐ利用できない」、「利用できる事業所が少ない」を挙げる割合が高くなっています。

今後も、障害者(児)一人一人の個別ニーズにも対応できるサービス提供体制の整備が必要です。

4 保健・医療の充実

- 障害者に対する健康診査等による健康管理を進める上で、15歳以上40歳未満の障害者の健康診査受診率向上に努めました。

健康診査実施医療機関や相談支援事業所と連携して、支援を要する市民が、専門的な相談を受けることができるよう、保健師等による訪問面接を行いました。自主的な健康管理が難しい障害者については、相談支援事業所や保

健所などと連携して受診・健診等につなげました。

- 市立病院では、急性期・回復期のリハビリテーション及び訪問リハビリテーションを実施し、退院時にはスムーズに在宅生活ができるように関係機関との調整を行いました。市立病院ホームページの地域医療機関紹介ページに、車いすでの通院の可否、障害者用駐車場や車いす使用者用トイレの設置状況を掲載し、画面の背景色を変更するなどアクセシビリティの向上を図りました。
- 重度障害者医療費助成、障害児(者)個室入院料助成により、医療における経済的負担の軽減を図りました。
- 歯科医療機関への通院が難しい方の相談受付・調整を行う「在宅歯科ケアステーション」(運営:箕面市歯科医師会)の周知を図りました。
- 医療的ケアにかかるサービス提供が可能な事業所に必要な情報提供等を行い、市内での事業実施につながるよう働きかけました。また、市立障害者福祉センターささゆり園等を活用し、医療的ケアにかかる実地研修を実施しました。
- ライフプラザ内の「えいど工房」において、在宅生活に必要な生活支援機器等の紹介や利用方法の説明等、生活環境の調整支援を行いました。

5 療育・教育の充実

- 支援保育については、保育所に支援担当保育士、市立幼稚園に支援介助員を、平成28年度からは市立幼稚園に支援担当看護師を配置し、支援の必要な子どもに対する支援を適切に行いました。また、児童発達支援事業所(あいあい園)、発達相談「ゆう」の療育担当者(ST、PT、OT、心理士)や保健師が、保育所・幼稚園(認定こども園)を巡回し、個別の支援指導や集団での支援指導を実施しました。
- 民間保育園・幼稚園に対しては、支援保育・教育研修会等を通じて、支援保育・教育の質の向上に努めました。また、令和4年度に開設した「箕面市保育・幼児教育センター」においては、配慮を必要とする子どもへの支援の充実、小学校教育への円滑な移行などに取り組み、引き続き保育・幼児教育全体のさらなる質の向上をめざします。
- 早期療育事業では、児童発達支援事業所(あいあい園)の運営を軸として、専門スタッフによる機能訓練・訪問指導・訓練相談・経過フォローの実施や難聴児教室を開催しました。

発達相談「ゆう」では、発達相談及び早期療育に関する総合相談による保護者の支援や、保育所、幼稚園、学校を訪問し、早期療育対象児童の日常生活における適切な支援方法及び環境調整等のケースワークを行いました。

- 医療的ケア児等については、令和元年度から「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」と位置づけ、3名配置している医療的ケア児等コーディネーターを核として、適切な支援につなぐための検討を進めています。
- 支援教育については、就学前に、保育所・幼稚園から「支援が必要な子ども」の情報を共有し、市教育委員会が全園所を訪問するなど就学後の支援教育につないでいます。

小中学校には支援教育介助員を配置し、令和5年度から通級指導教室を全校設置しました。
- 支援学級在籍児童生徒数が増加して、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供する「個別最適な学びの場」の確保が難しくなっている状況があることから、令和3年度に「箕面市支援教育充実検討委員会ワーキンググループ」を、令和4年度に「箕面市支援教育充実検討委員会」を設置し、令和5年2月に「箕面市支援教育方針」を策定しました。
- 放課後等の児童の居場所については、障害児通所支援（放課後等デイサービス）の実施、全小学校の学童保育事業での障害児の受入れ、子どもたちの自由な遊び場開放事業を実施しました。児童が任意で参加する放課後事業では、見守り要員を配置し、児童の安全に配慮しました。

6 権利擁護施策の推進

- 市広報紙における啓発記事の掲載、「みのお市民人権フォーラム」、障害者問題連続講座等を通じて、障害者の人権啓発について市民に学習機会を提供しました。
- アンケート調査によると、障害があることで差別を受けた経験がある人は、18歳未満で約4割、18歳以上でも4人に1人の割合となっています。一方で、差別に関する相談窓口を知らない人は、18歳未満で7割以上、18歳以上でも約6割と高くなっています。

障害者でない市民に対するアンケート調査によると、障害を理由とする差別や偏見があると思う人が約9割となる一方で、「障害者差別解消法」を知らない人が6割を超えています。

障害者差別の解消や、障害者に対する合理的配慮の提供など、市民に十分周知されているとは言えず、今後も効果的な啓発方法等の検討が必要です。
- 保健福祉サービスに関する苦情処理体制として、各保健福祉サービスを所管する課室に、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」を配置しています。

保健福祉苦情調整専門員の助言を受けながら、サービス事業所に対して

指導することで事故や虐待を可能な限り防ぐ体制をとり、苦情の解決などに関する取組状況報告書を毎年公表しています。

- アンケート調査によると、虐待を受けた経験がある人が約1割存在します。なかでも精神障害者の割合が多くなっています。今後も「箕面市障害者虐待対応フロー図」に基づき必要な対応を行い、養護者による虐待であれば、障害者・養護者双方への支援を多職種によるチームアプローチが必要です。
- 平成28年の成年後見制度利用促進法の施行に伴い、箕面市自立支援協議会における成年後見制度等の研修会の開催、課題共有や制度の周知などを進めました。

アンケート調査によると、成年後見制度を知っている人は18歳未満で約2割、18歳以上でも約3割にとどまり、将来的な利用意向では、知的障害者の2割近くが利用したいと回答しています。今後も、制度の必要性・重要性の周知、箕面市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業(まかせてねット)への支援、成年後見への移行をスムーズに行う仕組みの検討が必要です。

- 障害者でない市民に対するアンケート調査によると、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という共生社会の考え方を肯定する人は約9割ですが、一概に言えないと思う人が1割弱存在しています。

通所施設やグループホームが自宅の近所にできてほしくないという回答する人もわずかながら存在し、施設コンフリクトの問題が解消されているとは言えない状況です。

また、障害のある人が地域で暮らすことについての社会の理解があると思うと回答した人の割合は5割弱にとどまっています。引き続き、障害者への理解促進に向けた市の取組についてのさらなる検討が必要です。

7 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

- 生涯学習センター、公民館、図書館、スポーツ施設等のバリアフリー化、トイレの改修等を順次行いました。
- スポーツ活動では、バリアフリー子ども水泳教室、親子体操教室、親子ボッチャ教室などの実施や、「オリ・パラふれあいイベント2022 in 箕面」にてシッティングバレーボール教室、ボッチャ体験コーナーなどを実施しました。
- 文化活動では、市主催の講座等で手話通訳・要約筆記の派遣を行い、障害者福祉センターささゆり園で障害者対象の茶道・華道教室を開催しました。